新潟市障がい者地域自立支援協議会
移動支援部会　最終報告

～新潟市における移動支援の在り方について～

平成２１年９月１４日

目　　次

はじめに　2

１　制度・サービスの内容
（１）通学　3
（２）通所　4
（３）通勤　5
（４）事業類型　6
（５）宿泊を伴う旅行　7

２　関連サービスについて
（１）日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係　8
（２）福祉有償運送との関係　9

３　対象者　１０

４　支給決定
（１）ケアマネジメント　１１
（２）支給量　１２

５　報酬　１３

６　利用者負担　１４

７　ヘルパー・事業所の課題
（１）ヘルパーの養成等　１５
（２）事業所の不足　１６

８　個別論点
（１）公共交通の利用等　１７
（２）周知・広報　１８

おわりに　１９

(参考)
・　開催経緯　２０
・　委員名簿　２２

はじめに

（本報告について）

○　本部会は、「新潟市における障がい者の移動支援の在り方」を検討するため、新潟市障がい者地域自立支援協議会第二回全体会（平成 20 年 9 月 19 日）で承認を得て、平成 20 年 10 月に設立されたものである。

○　本部会では、障がい者の移動に係る支援施策を幅広く議論すると共に、市町村が実施する地域生活支援事業である「移動支援事業」について、新潟市の地域性等を踏まえた制度運用の在り方を中心に議論してきた。

○　平成 21 年 3 月、本部会での議論を踏まえ、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、「中間報告」をとりまとめ、新潟市障がい者地域自立支援協議会第三回全体会（平成 21 年 3 月 27 日）に報告した。

○　また、「中間報告」及び「これまでの議論の整理」を各障がい者団体及び新潟市内の全ての移動支援事業所へ送付し、これに対する意見募集を行い、これらの意見を踏まえ、中間報告で引き続き議論を行うこととされた課題等について本部会で議論を行った。

○　そして今般、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、最終報告を以下のとおりとりまとめるものである。

なお、現時点において、本部会の議論の中では、一定の結論を得るまでに至らず、今後、引き続き議論していかなければならない事項もあるため、これらについては、新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において鋭意検討を継続していくべきである。

1　制度・サービスの内容

（1）通学

【現行制度】

○　学校への通学については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。

○　学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門学校及び保育所をいう。以下同じ。）への通学については、第一義的には、学校等又は保護者の送迎を基本とするべきである。

○　通学の支援は学校等が行うべきものであるため、福祉施策である移動支援事業を利用し週５回の通学を行うなどの長期かつ継続的利用を認めることは適当ではない。

○　しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通学を行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。

○　適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在暫定措置としている最大週３回までの通学の利用について引き続き制度として認めるべきである。

○　この場合について、個別の事情を勘案し利用を認めた事例を蓄積することは、課題を整理するうえで有用であることから、情報を一元的に把握することが望ましい。

○　また、今後教育部局と連携を図り、各学校にアンケート調査を行うなど通学における支援ニーズを的確に把握する必要がある。さらに、継続して通学に係る課題について検討を行う協議の場を設けることが望ましい。

（２）通所

【現行制度】
○　施設への通所については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。

○　通所施設等（日中活動系事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型を行う事業所をいう。以下同じ。）、短期入所事業所、児童デイサービス事業所、旧法通所施設、日中一時支援事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、障がい児放課後支援事業所、放課後児童クラブ及びこれらに準じる施設をいう。以下同じ。）への通所については、既存の各種助成事業等を活用し、通所施設等又は保護者の送迎を基本とするべきである。

○　しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通所を行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。

○　適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在暫定措置としている最大週３回までの通所の利用について引き続き制度として認めるべきである。

○　日中活動系事業所、旧法通所施設及び短期入所事業所においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金の特別対策事業である通所サービス利用促進事業を活用することにより、事業所が行う送迎経費について公費助成を受けることができる。

　現時点においては、当事業は平成２３年度末までの経過措置とされているが、対象施設においては、当事業を有効活用することにより、積極的に送迎サービスを実施するべきである。

○　一方、日中一時支援事業所については、地域生活支援事業であるため通所サービス利用促進事業の対象とされていないことから、送迎サービスを行うことが事業所の責任であるとまではいえない。

　これについて、日中一時支援事業所が積極的な送迎サービスを実施するため、報酬上の送迎加算を設けることを検討するべきである。

（３）通勤

【現行制度】
○　通勤や営業活動等の経済活動に係る外出での利用は、一切認めていない。

○　企業等への通勤については、経済活動が目的であるため勤務先又は自己費用での移動が基本である。

○　障がい者を雇用する企業は、障害者雇用納付金制度に基づく助成金である重度障害者等通勤対策助成金を受けることができることから、障がい者を雇用する企業においては、これらの助成施策を有効に活用し障がい者の通勤を支援することが望ましい。

○　また、企業が共同でタクシー事業者と契約し、乗り合いタクシーなどを通勤に利用している事例もあることから、各機関は好事例の情報を収集し、必要に応じて周知又は紹介を行うことが望ましい。

（４）事業類型

【現行制度】

○　新潟市の移動支援事業では、「個別支援型」（１対１の支援）、「グループ支援型」（１対複数の支援）を実施しているが、グループ支援型の利用はほとんどされていない。

○　他都市では、「車両輸送型」や「ボランティア型」などの実施例がある。

（グループ支援型について）

○　グループ支援型については、同一の外出目的がある複数の利用者が、可能な範囲で一体的な支援を受けるものであるので、限られた社会資源を有効に活用するためには、非常に有効な支援方法である。

○　しかし、現行の報酬体系ではヘルパーの人数により報酬が算定されるものであるため、ヘルパー１人に対して利用者の人数が増えるほどより高度な支援内容が求められることに対し、報酬面でのインセンティブが全くないことから、グループ支援の利用が進んでいないと考えられる。

○　これについて、他都市の事例等を参考にして利用者の人数により報酬額が増額される算定方式に見直すべきである。

○　この場合、現行のグループ支援の報酬算定は、事業者が按分報酬額を計算し請求するという極めて煩雑な請求方式であるため、新潟市においてグループ支援型のサービスコードを設定するなど、事業者の事務処理について配慮するべきである。

（その他の類型について）

○　車両輸送型やボランティア型などその他の類型の実施については、引き続き新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において他都市の事例等を研究し、必要に応じて事業実施の検討をするべきである。

（５）宿泊を伴う旅行

【現行制度】
○　移動支援事業は、「一日の範囲で用務を終えるものに限る。」とされており、一泊以上の旅行には利用できない。

○　移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出等日常生活での外出の際に利用するサービスであり、一泊以上の旅行に利用することは想定されていない。

○　一方、社会参加の促進や活動範囲の拡大などに伴い、一泊以上の旅行に対する移動支援のニーズが多くあることは確かである。

○　これについて、移動支援事業が限られた財源の中で運営されており、将来に渡り安定的な制度を維持するためには、すべての旅行に対するニーズを手当てすることは不可能と言わざるを得ない。

○　しかし、障がい者の自己決定の重要性に鑑み、すでに必要と認められ支給されている支給量の中で、日常生活での外出を制限し、それにより残された支給時間を一泊以上の旅行に利用することは、一定の条件の中で制度的に認容するべきである。

○　この場合において、移動支援事業は外出に伴う移動を支援するためのサービスであることを踏まえれば、宿泊先の室内における支援を移動支援の対象とすることは適切ではない。

○　また、移動支援事業所の労務管理関係規則等により、従業者の労務管理がなされるものであるから、一泊以上の旅行に対する支援については各事業所が応諾できるか否かを決定することができるものである。

2　関連サービスについて

（1）日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係

【現行制度】

○　日中に施設において見守り等の支援を行うサービスとして「日中一時支援事業」がある。児童の夏休み期間や平日の放課後などの支援について、移動支援事業と日中一時支援事業は、相互補完関係にある。

○　放課後や長期休暇中の一時預かりについて、日中一時支援事業よりも手厚い１対１の支援を求めて、移動支援事業を預かり目的で利用している事例があるとの報告がなされているところ。

○　本来、移動支援事業は明確な外出目的がある場合に利用されるべきサービスであり、限られた社会資源を有効に活用するためにも、日中一時支援等の通所型サービスを強化拡大していく必要がある。

○　障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成 21 年 3 月 31 日第 171 回通常国会提出）において、

・　放課後や夏休み等の居場所の確保のため放課後等デイサービス事業を創設する

・　保育所等における障がい児の受入れを支援するため施設スタッフが保育所等を訪問する保育所等訪問支援事業を創設する

こととされており、いずれも平成 24 年 4 月 1 日施行とされている。

○　放課後等デイサービス事業が創設されるまでの間、日中一時支援事業及び児童デイサービスを活用することにより、放課後や長期休暇中の一時預かりや療育支援を強化することが必要である。

○　とりわけ児童デイサービスは、本年 4 月 1 日の報酬改定によりⅡ型（主に就学児童を対象とする類型。）の報酬が７０％程度の増改定となり、更に各種加算も整備されたところ。

児童デイサービスは、経過的デイサービス事業所以外でも指定基準を満たせば新規指定を受け事業実施することが可能であるので、各障害福祉サービス事業所においては、放課後や長期休暇等の療育支援体制を強化するため、児童デイサービスの活用を積極的に図るべきである。

（２）福祉有償運送との関係

【現行制度】

○　移動支援事業において、ヘルパーが運転する乗用車に利用者を同乗させ、移動する場合は、道路運送法による福祉有償運送の登録が必要不可欠となっている。

○　新潟市の中心部以外では、公共交通機関が十分に整備されているとはいえない状況であるので、乗用車による移動が主とならざるを得ないことから、福祉有償運送の活用は必要不可欠である。

○　福祉有償運送の運転者講習については、新潟市社会福祉協議会及び新潟市内の福祉有償運送事業者等からなる任意団体「新潟市福祉有償運送事業者連絡会」により、本年６月に研修を行っており、今後も必要な研修は確保される見込みとなっている。

○　新潟市においては、福祉有償運送を伴う移動支援を行うことが重要であることから、福祉有償運送の実施事業者を確保することが必要である。

3　対象者

【現行制度】
○　現在、移動支援事業の対象者については、全身性障がい、視覚障がい、知的障がい、精神障がいが支給対象とされている。

（発達障がい者の取扱い）

○　障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（平成21年3月31日第171回通常国会提出）において、発達障がい者が障害者自立支援法に規定する精神障がい者に含まれることが明確化された。

○　これにより、移動支援事業の対象者にも発達障がい者が含まれることを明確化し、医師の診断書等によりサービスを受給することができるなど必要な手続き方法を広く周知・広報するべきである。

（全身性障がい者の範囲の拡大）

○　現在、全身性障がい者として移動支援の対象となるものは、身体障害者手帳の肢体不自由が１級であり、かつ両上肢及び両下肢に機能障がいを有する者とされている。

○　しかし、下肢不自由２級又は３級程度でも常時車いすを使用している者など、移動に係る支援を必要としている状況である。

　また、他の政令市の取扱いでは、半数以上の都市が肢体不自由１級以外に対象者を拡大している状況である。

○　これらを踏まえ、常時車いすを利用する者についても移動支援事業の対象者とすることを検討すべきである。

○　これについて、高齢者に対する介護サービスは原則介護保険制度で行っているところであり、高齢で障がいとなり常時車いすを利用する者を全て新規利用の対象とすることは、現時点における社会資源の関係上困難であることに留意が必要である。

○　当然にして、全身性障がい者の範囲拡大以外の部分については、現状どおり年齢にかかわらず利用が可能であるべきである。

4　支給決定

（1）ケアマネジメント

【現行制度】
○　各区ケースワーカーが利用者に対する調査を行い、利用可否の判断等について個別事情等を勘案し、各区で支給決定を行っている。

○　支給決定について、支給要否や支給量の決定に当たり相談支援事業者によるケアマネジメントを導入するべきであるという議論も行われた。
　相談支援事業者がサービス提供事業者に対しケアプランの説明や、サービス利用状況のモニタリングなどを行うことにより、より適正かつ円滑な制度運営をすることができる。

○　障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成 21 年 3 月 31 日第 171 回通常国会提出）において、平成 24 年 4 月 1 日より相談支援事業者が原則全てのサービスを利用する障がい者に対し作成するサービス利用計画（ケアプラン）を障害福祉サービスの支給決定プロセスに組み込むこととされている。

○　また同法律案では、平成 24 年 4 月 1 日より市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターを設置することができることとされている。

○　相談支援事業者によるケアマネジメント制度については、移動支援事業のみが先行的に導入することは相談支援事業者の体制などの問題があることから、障害福祉サービスのケアマネジメントの導入と併せて検討することが適当である。

○　それまでの間、より適切なサービス利用がなされるよう、関係者間で必要な連携を行っていくこととする。

（２）支給量

【現行制度】

○　個別に必要と認められる時間数を支給決定しており、支給限度時間や支給基準時間は設けていない。

○　支給量については、多くの政令市が支給上限時間や標準支給時間等を設けている中で、新潟市においては、個別に勘案し必要と認められる時間を支給決定しており、支給上限時間や標準支給時間を設定していない。

○　新潟市における移動支援事業は、過去数年の推移として利用者数、利用時間数及び費用額といずれも増加傾向にあり、このまま増加が続けば、限られた財源の中でいずれ危機的状況を迎える可能性がある。

○　現在の移動支援事業という制度を将来に渡り安定的に運営するためには、行政と事業者及び利用者皆で努力することも必要である。

○　しかしながら、新潟市の移動支援事業は個別事情を勘案し支給限度時間を設けずに必要な時間数を支給するという、全国に誇れる制度であり、これについて、現段階で利用限度時間を設けるなどにより、利用している者の福祉を低下させることは好ましくない。

○　真に必要な利用時間を制限しない条件で、障がい者の障がい種別や程度及び置かれている環境等を勘案した利用の標準的な時間を設定し、支給決定の際に参考とする方法も検討するべきである。

○　また、移動支援事業の制度の安定性を鑑みれば、障害者自立支援法に基づく介護給付である通院等介助、重度訪問介護及び行動援護等の対象になる者は、これらの介護給付を優先的に利用し外出することにより、地域生活支援事業である移動支援が安定的に運営されることとなるので、可能な限り介護給付を利用するべきである。

5　報酬

【現行制度】

○　現在、移動支援事業の報酬については、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の２種類に分類し、「身体介護を伴う場合」は居宅介護の身体介護と同単価、「身体介護を伴わない場合」は居宅介護の家事援助と同単価とされている。

○　国が平成 21 年 4 月に報酬改定を行ったことから、新潟市の移動支援事業の報酬単価も同様に見直し、「身体介護を伴う場合」は約 3%の増改定、「身体介護を伴わない場合」は約 27%の増改定となった。

※　いずれも 1.5 時間未満の単価で改定率を算出

○　報酬については、「身体介護を伴わない場合」の報酬単価が低すぎるという意見が出ていたところであるが、本年 4 月の報酬改定により「身体介護を伴わない場合」の短時間について、大幅に増改定がなされた。

○　移動支援事業者の経営収支を調査したところ、平成 20 年度と比べ平成 21 年度は収支が改善されている。

○　しかしながら、厚生労働省が行った平成 20 年度障害福祉サービス等経営実態調査によると、訪問系サービス事業所の従事者常勤率は施設系事業所に比べ圧倒的に低く、その給与水準も低い状況であり、これにより事業収支が成り立っているものともいえる。

○　訪問系サービス事業所の従事者については、特に処遇改善が求められているところであり、報酬単価の底上げによりその改善を図るべきものであるが、本部会としては、報酬以外の課題をより優先的に取り組む必要があると判断し、これについて具体的提言は行わないこととする。

○　ただし、１．（４）で述べたとおり、グループ支援の報酬単価の在り方など、改善を要する個所については、きめ細かく手当てする必要がある。

6　利用者負担

【現行制度】
○　現在、移動支援事業の利用者負担については、
①　個別給付との統合負担上限月額の設定
②　負担上限月額を概ね８分の１に引き下げる軽減措置
③　一般世帯２割、非課税世帯３割の軽減措置
などの各種負担軽減措置が講じられているところ。
○　また、平成２１年７月より、国の制度改正により上記②の軽減を受けるための資産要件が撤廃された。

○　移動支援事業においては、今後ともサービス量の充実が必要とされるなか、税財源である給付費と共に利用者本人も一定の負担を行うことで制度の安定的な運営のために皆で支えあうことができる。

○　移動支援事業の利用者負担の在り方については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の制度全体で検討するべきものであることから、本部会としては、具体的な提言は行わない。

○　なお、一部の委員からは、新潟市独自軽減について、国の制度としての利用者負担が引き下げられている中で、その必要性が低くなっている旨の意見があったところ。

○　また、新潟市独自軽減及び統合負担上限月額の設定は、事業者の請求事務が煩雑になっていることから、事務負担の軽減を求める意見もあった。

○　障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出）において、障害福祉サービスの利用者負担については、負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されていることから、法改正の動きを注視し、地域生活支援事業の利用者負担の設定を検討するべきである。

7　ヘルパー・事業所の課題について

（1）ヘルパーの養成等

【現行制度】

○　移動支援従事者の資格要件については、市で独自に設定することが可能とされている。

○　新潟市では、各障がい種別（視覚・全身性・知的）のガイドヘルパー養成研修修了者を従事者要件としている。

○　本部会の中間報告（平成 21 年 3 月 11 日付け）での「市で統一された資格研修の機会を確保することが必要」と提言を受け、新潟市が「新潟市移動支援従事者養成研修実施要綱」を平成 21 年 4 月 1 日付けで制定し、新潟市認可のガイドヘルパー養成研修が整備された。

○　要綱に基づく新潟市移動支援従事者養成研修は、平成 21 年 9 月 14 日現在の認可状況で４事業所が合計１０回の研修実施計画を提出し認可されており、受講者数（定員）は延べ５１０人に上っている。

○　従前は、各移動支援事業所が社内研修として行っていた研修を市の認可養成研修として整備し、市で統一した研修機会を設けたことは、新潟市における移動支援従事者の質と量の確保に寄与したものである。

○　今後も、新潟市移動支援従事者養成研修を活用することにより、ガイドヘルパーの確保を一層推進するべきである。

（２） 事業所の不足

【現行制度】
○　行政区ごとの移動支援事業所数に不均衡がある状況。

○　行政区ごとの移動支援事業所数、支給決定時間数及び利用実績時間数を調査したところ、旧新潟市域である東区、中央区及び西区は多くの事業所が所在し支給時間及び利用時間が比較的多いが、それ以外の区ではいずれも比較的少ないという不均衡がみられた。

○　特に南区及び西蒲区は、福祉有償運送を実施している移動支援事業者が皆無であるという危機的な状況である。

○　本年４月の報酬改定や本報告による制度改善を踏まえれば、新規の事業参入がしやすい環境になってきているといえる。

○　本部会は、新潟市内の障害福祉サービスを担う社会福祉法人が、その社会的責任や法人理念に鑑み、在宅障がい者の自立した日常生活又は社会生活をサポートするために移動支援事業を実施することを強く要望する。

○　また、新潟市においても、事業者が不足している地域について事業者を確保すべく積極的に取り組むべきである。

8　個別論点

（1） 公共交通の利用等

【現行制度】
○　公共交通や道路等については、関係法令に基づきバリアフリーを行うことが義務付けられている。

○　障がい者の自立した日常生活又は社会生活を確保することの重要性に鑑みれば、公共交通機関や道路及び建築物等のバリアフリー化により、障がい者が移動を円滑に行えるまちづくりを促進する必要がある。

○　さらに、公共交通等の物理的なバリアフリーだけではなく、全ての関係者が、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人の自立を促す環境づくりを十分認識することが重要である。

○　新潟市都市交通政策課では、「新潟市オムニバスタウン計画」により平成19年度から平成 23年度の5年間でノンステップバスを毎年22台、5年間で計110台を導入することを計画している。これにより中心部以外も含む多くの路線でノンステップバスが導入されることが期待できる。

○　今後、新潟市障がい福祉課及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において、障がい者が安心して公共交通機関を利用し外出できるよう、必要に応じ、実情の把握及び関係機関との調整に努力するべきである。

（２） 周知・広報

【現行制度】
○　新潟市障がい福祉課が、年一回「障がい福祉サービス等利用ガイドブック」を作成しており、制度の説明や事業者リストの紹介がされている。

○　移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援するサービスであり、移動時及び外出先での支援を一体的に行うものである。

○　しかしながら、一部の利用者は移動支援事業を輸送サービスとして理解している現状が見受けられるとの報告がなされたところ。
　大切な社会資源であるガイドヘルパーを有効活用するためには、きめ細やかな周知広報が必要である。

○　これについて、移動支援事業についての利用者向けガイドブックを作製するなどにより、周知・広報を行うことが望ましい。

○　また、移動支援事業者においても、制度の細部については、判断に迷うケースもあり、統一的な制度運用を確実に行うためには、移動支援事業者向けの丁寧なマニュアルを作成することが望ましい。

おわりに

○　以上のとおり、本部会では、新潟市における移動支援事業の制度運用等について検討を行った。

○　この検討結果を踏まえ、新潟市は、移動支援事業の制度運用について検討し、必要な改正を行うべきである。

○　障がい者の移動に係る課題については、地域生活支援事業である移動支援事業だけで全ての課題について手当てを行うことは不可能であるので、必要に応じ、福祉施策以外の教育施策や交通施策などとも連携して、障がい者を支援していくべきである。

○　また、今後は地域住民やボランティア団体などと協働して、障がいのある方の地域生活を支えるためインフォーマルなサービスを開発、育成、活用していくことが大切である。

○　本部会は、今回の制度見直しにより、障がいのある方の移動に係る課題が少しでも改善され、住み慣れた地域で安心して地域生活を送ることができることにつながることを切に願うものである。

（参考）

開催経緯

第１回　　日時：平成２０年１０月３０日（木）
　　議題：自立支援協議会で見えてきた課題、各委員より課題報告

第２回　　日時：平成２０年１１月２０日（木）
　　議題：検討に係る主な論点の整理、通学・通所について、その他

第３回　　日時：平成２０年１２月１８日（木）
　　議題：各政令市の取扱いについて、通学・通所について、その他

第４回　　日時：平成２１年　１月１５日（木）
　　議題：ヘルパー要件について、事業所不足について、その他

第５回　　日時：平成２１年　２月１９日（木）
　　議題：中間報告（案）について、その他

第６回　　日時：平成２１年　３月１１日（水）
　　議題：中間報告について、その他

第７回　　日時：平成２１年　４月１６日（木）
　　議題：移動支援事業従事者養成研修実施要綱について、その他

第８回　　日時：平成２１年　５月２１日（木）
　　議題：意見募集について、各政令市の状況について、その他

第９回　　日時：平成２１年　６月１８日（木）
　　議題：教育委員会との意見交換、その他

第１０回　日時：平成２１年　７月１６日（木）
　　議題：最終報告のポイント（案）について、その他

第１１回　日時：平成２１年　８月６日（木）
　　議題：最終報告のポイント（案）について、その他

第１２回　日時：平成２１年　９月１４日（月）
議題：最終報告（案）について

新潟市障がい者地域自立支援協議会　移動支援部会　委員名簿

委員名	所属	職名	関係機関
神田　義則 （部会長）	（社福）中東福祉会 自立支援センターまんにち	相談支援専門員	相談支援事業者
本田　ゆり子	（社福）更生慈仁会 障がい児（者）相談センター	相談支援専門員	相談支援事業者
篠田　隆	ＮＰＯ法人自立生活センター新潟 ヘルプ協会ゆうゆう	福祉有償運送 専従する責任者	移動支援事業者 （全身性障がい）
奥村　京子	（社福）新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター	管理者	移動支援事業者 （視覚障がい）
渡邊　歩	（社福）更生慈仁会 十字園地域生活支援センター	センター長代理	移動支援事業者 （知的障がい）
小林　繁樹	（社福）新潟太陽福祉会 おれんじぽーと	所長	移動支援事業者 （障がい児）
横尾　三代子	（社福）新潟市社会福祉協議会 地域福祉課市民活動推進室	室長	移動支援事業者 （ｲﾝﾌｫｰﾏﾙ支援）
松田　邦彦	（社福）中蒲原福祉会 わかばの家	施設長	移動支援事業者 （福祉有償運送）
山田　洋子	東区中地域保健福祉センター	所長（副参事）	行政 （ｹｰｽﾜｰｶｰ）
草間　丈智	新潟市障がい福祉課介護給付係	副主査	行政

（敬称略、順不同）